

浜松市公告第 1 2 1 号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 レギュラーガソリン、軽油の購入について（本庁・旧中区・旧東区）
4 月～3 月分【複数単価契約】（課名：調達課 契約番号：2024028540）
- (2) 予定数量 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 入札及び契約担当課

〒4 3 0－8 6 5 2 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2
浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ（北館 5 階）
電話 0 5 3－4 5 7－2 1 7 1
F A X 0 5 0－3 7 3 0－3 7 1 3
E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 5・6 年度の競争入札参加資格（物品 業種分類 2 0 3 8 : 石油類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月7日（金）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和7年3月11日（火）午後1時から令和7年3月17日（月）までの間に、調達課で受け取ること。（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和7年3月11日（火）に発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和7年3月13日（木）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

本市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月17日（月）まで

8 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月7日（金）午後5時15分まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

令和7年3月11日（火）から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月18日（火）午前9時30分

(2) 場所 浜松市役所財務部調達課 入札室（北館5階）

11 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」のとおり。

12 入札書の提出方法

(1) 提出方法

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間

令和7年3月12日（水）から令和7年3月17日（月）まで
（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(3) 郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア 受領期限

令和7年3月17日（月）午後5時まで（送付先に必着）
受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ 送付先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

13 入札方法等

- (1) 本案件は本庁・旧中区・旧東区のガソリン・軽油のスタンド給油について単価契約を行うものである。見積書には次にあるア、イを参照し、1リットルあたりの単価（税抜き）を記載すること。なお、単価で小数点以下が発生する場合は、小数点第2位まで記載すること。原則として、品目ごとの見積単価の全てが予定価格以下であり、かつ見積単価に予定数量を乗じて合計した額（以下推定総金額という）が最低の見積者と契約をする。ただし、予定価格を超えている品目はあるが、推定総金額で前者を下回る者があった場合には、両者全てと減価交渉を行う。

ア レギュラーガソリン

落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した見積書を提出すること。

イ 軽油

落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った

金額から軽油引取税額を控除した金額の 110 分の 100 に相当する金額に軽油取引税を加算した金額を記載した見積書を提出すること。

但し、軽油引取税額は、本公告日現在の税率を適用すること。

- (2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (3) 1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2 回目の入札に参加できない。
- (4) 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。
- (5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後 5 時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。
- (6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

15 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

16 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

17 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

仕 様 書			
契約No	件名	2024028540	レギュラーガソリン、軽油の購入について(本庁・旧中区・旧東区)4月～3月分
業 種	2038石油類		
契約期間	令和7年4月1日(火) ～ 令和8年3月31日(火)		
納入場所	スタンド給油(本庁・旧中区・旧東区)		
目 的	本庁・旧中区・旧東区管内の公用車の給油に使用するため。		
品名規格	① レギュラーガソリン ② 軽油		
数 量	①90,000リットル ②1,700リットル		
同等品	否		
	(定義)同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいう。		
条 件 及び 注意事項	1 給油の条件 (1) フルサービスまたはセルフサービスのスタンドで給油カードを使用して給油ができること。 (2) レギュラーガソリン、軽油の油種が給油できること。 (3) 1箇所以上大型バス等の給油ができること。 (4) 旧中区、旧東区、それぞれで1箇所以上の直営給油施設を保有していること。 2 契約単価の変更 別添「契約単価の変更について」を参照すること。 3 給油対象課・対象施設 別紙2、3のとおり ※組織改正等により新設する部署、課名変更、所在地変更する部署がある場合は、 対象課・対象施設の追加及び所在地の変更をする。契約担当課の指示に従うこと。 4 その他 (1) 給油するスタンドについては、市で指定する。 (2) 予定数量は、諸事情により数量が変化する。 (3) 毎月、車両燃料集計票【別紙1】に集計を行ったうえ、物品納品書及び請求書とともに給油対象課・施設へ提出すること。 (4) 原則、セルフサービスのスタンドを優先的に利用する。 (5) 質疑については、調達課の物品購入グループまで連絡すること。 (6) 給油所の閉鎖や新設が伴う場合、事前に書面にて報告すること。		
給油カード について	(1) 給油カードは無料で発行し、調達課へ納品すること。 ・万一紛失した場合は、調達課の指示によりそのカードの利用停止及び再発行を行うこと。 ・カードが磁気不良等で使用不可能となった場合は、再発行すること。 ・組織改正等により、新設する部署がある場合は、追加発行すること。 (2) カードの発行課、枚数は【別紙2、3】のとおりとする。契約締結後、速やかに作成し、契約開始日前に調達課へ提出すること。 (3) 給油時にはレシート等の給油明細を発行し、紛失した場合には再発行を行うこと。		
お問い合わせ先	財務部調達課 物品購入グループ 担当 小笠原 TEL:053-457-2171 FAX:050-3730-3713		

別紙1

車両燃料集計票（課月分）			
レギュラー ガソリン	軽油	備考	担当課 照合印
給油業者 課別、払出科目別にまとめ、数量を記入し、担当課へ提出、検収を受けてください。 担当課 控への給油明細と納品書・請求書の内容を照合、検収し、各課で保存してください。 調達課への提出は必要ありません。			

本庁・旧中区管内給油対象課・対象施設一覧

請求課及び使用場所	枚数	郵便番号	所在地	TEL
危機管理課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2537
アセットマネジメント推進課	20	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2278
情報システム課	2	430-0929	中央区中央1-12-7	053-457-2722
税務総務課(一括請求)	9	430-0948	中央区元目町120-1	053-457-2141
税務総務課	①	430-0948	中央区元目町120-1	053-457-2141
市民税課	①	430-0948	中央区元目町120-1	053-457-2144
資産税課	③	430-0948	中央区元目町120-1	053-457-2157
収納対策課	④	430-0948	中央区元目町120-1	053-457-2268
資産税課	11	430-0948	中央区元目町120-1	053-457-2157
市民生活課 くらしのセンター	1	432-8032	中央区海老塚51-1	053-457-2635
博物館	2	432-8018	中央区蛸塚4-22-1	053-456-2208
美術館	1	430-0947	中央区松城町100-1	053-454-6801
中央図書館	1	430-0947	中央区松城町214-21	053-457-2468
福祉総務課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2326
人権啓発センター	1	430-0916	中央区早馬町2-1	053-457-2031
障害保健福祉課	2	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2213
障害者更生相談所	1	430-0929	中央区中央1-12-1	053-457-2707
精神保健福祉センター	1	430-0929	中央区中央1-12-1	053-457-2709
看護専門学校	3	432-8021	中央区佐鳴台5-8-1	053-455-0891
保健総務課(一括請求)	6	432-8550	中央区鴨江2-11-2	053-453-6111
保健総務課	②	432-8550	中央区鴨江2-11-2	053-453-6111
健康増進課	②	432-8550	中央区鴨江2-11-2	053-453-6119
生活衛生課(保健総務課)	①	432-8550	中央区鴨江2-11-2	053-453-6112
健康医療課	①	432-8550	中央区鴨江2-11-2	053-453-6178
生活衛生課	2	432-8550	中央区鴨江2-11-2	053-453-6112
こども若者政策課	2	430-0933	中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	053-457-2795
青少年育成センター	1	430-0929	中央区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス棟7階	053-457-2418
児童相談所	5	430-0929	中央区中央1-12-1	053-457-2703
子育て支援課	1	430-0933	中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	053-457-2792
幼保支援課	1	430-0933	中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	053-457-2827
環境政策課	3	432-8023	中央区鴨江3-1-10	053-453-6146
環境保全課	3	432-8023	中央区鴨江3-1-10	053-453-6170
一般廃棄物対策課	2	432-8023	中央区鴨江3-1-10	053-453-0026
産業廃棄物対策課	2	432-8023	中央区鴨江3-1-10	053-453-6110
廃棄物処理施設課	3	432-8023	中央区鴨江3-1-10	053-453-6141
産業振興課	5	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2044
計量検査所(使用場所ごとに請求書を作成)	②	430-0906	中央区住吉2-9-1	053-474-5680
公営競技室(使用場所ごとに請求書を作成)	②	433-8125	中央区和合町936-19	053-471-0066
はままつ起業家カフェ(使用場所ごとに請求書を作成)	①	432-8036	中央区東伊場2-7-1	053-525-9745
企業立地推進課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2282
農業水産課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2333
舞阪支所	①	431-0292	中央区舞阪町舞阪2701-9	053-592-8816
農地整備課	3	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2311
中央卸売市場	2	435-0023	中央区新貝町239-1	053-427-7402
都市計画課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2363
公園管理事務所	2	433-8122	中央区上島6-19-1	053-473-1829
動物園	2	431-1209	中央区館山寺町199	053-487-1122
動物愛護教育センター	2	431-1209	中央区館山寺町199	053-487-1616
道路企画課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2375
道路保全課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2425

請求課及び使用場所	枚数	郵便番号	所在地	TEL
河川課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2449
中央土木整備事務所	8	430-0923	中央区北寺島町617-6	053-457-1012
中央土木整備事務所三方原土木グループ	5	433-8104	中央区東三方町115-4	053-457-1012
中央土木整備事務所東土木工事グループ	2	435-8686	中央区流通元町20-3	053-424-0398
緑政課	1	430-0923	中央区北寺島町617-6	053-457-2586
公園課	1	430-0923	中央区北寺島町617-6	053-457-2353
東部協働センター	1	430-0805	中央区相生町23-1	053-462-1092
西部協働センター	1	432-8013	中央区広沢1-21-1	053-452-0734
南部協働センター	1	432-8033	中央区海老塚2-25-17	053-455-1501
北部協働センター	1	433-8114	中央区葵東1-15-1	053-436-5931
曳馬協働センター	1	430-0901	中央区曳馬3-13-10	053-464-2517
富塚協働センター	1	432-8002	中央区富塚町1740-1	053-472-7682
佐鳴台協働センター	1	432-8021	中央区佐鳴台2-24-1	053-447-4190
高台協働センター	1	433-8125	中央区和合町58-30	053-472-1468
県居協働センター	1	432-8036	中央区東伊場2-7-2	053-456-1415
三方原協働センター	1	433-8105	中央区三方原町1179-5	053-437-6522
中央福祉事業所児童家庭課	2	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2051
幼保運営課	4	430-0933	中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	053-457-2114
幼保運営課(使用場所ごとに請求書を作成)	①	430-0933	中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	053-457-2114
南保育園(使用場所ごとに請求書を作成)	①	432-8043	中央区浅田町73-39	053-452-1413
権現谷保育園(使用場所ごとに請求書を作成)	①	432-8002	中央区富塚町1480-1	053-474-2765
佐鳴台保育園(使用場所ごとに請求書を作成)	①	432-8021	中央区佐鳴台3-30-1	053-449-0744
中央福祉事業所生活福祉第一課	1	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2056
中央福祉事業所長寿支援課	6	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2324
中央福祉事業所長寿支援課	⑤	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2324
夜間救急室	①	430-0935	中央区伝馬町311-2	053-457-2324
中央健康づくりセンター	2	430-8652	中央区元城町103-2	053-457-2891
中央保健センター	②	430-0928	中央区板屋町596	053-413-5577
人事委員会事務局	1	430-0929	中央区中央1-12-7	053-457-2201
教育総務課	2	430-0929	中央区中央1-2-1	053-457-2401
教育施設課	3	430-0929	中央区中央1-2-1	053-457-2403
教職員課	3	430-0929	中央区中央1-2-1	053-457-2408
指導課	3	430-0929	中央区中央1-2-1	053-457-2411
教育支援課	2	430-0929	中央区中央1-2-1	053-457-2428
教育センター	1	433-8104	中央区東三方町143-4	053-439-3120
健康安全課	3	430-0929	中央区中央1-2-1	053-457-2422
浜松市立高等学校	1	432-8013	中央区広沢1-21-1	053-453-1105
警防課(一括請求)	9	430-0905	中央区下池川町19-1	053-475-7531
中消防署	①	430-0905	中央区下池川町19-1	053-475-7567
中消防署(団)	①	430-0905	中央区下池川町19-1	053-475-7567
鴨江出張所	①	432-8023	中央区鴨江2-1-11	053-452-1215
相生出張所	②	430-0805	中央区相生町8-7	053-461-0221
高台出張所	②	430-0906	中央区住吉3-18-1	053-472-1605
富塚出張所	①	432-8002	中央区富塚町1714-1	053-473-7119
天竜消防署	①	431-3314	天竜区二俣町二俣481	053-922-0119
お客さまサービス課	1	430-0906	中央区住吉5-13-1	053-474-7915
計	181			

※枚数のうち、○のついた数字は内訳です。

※カードの番号と請求課を整理した一覧表を後日送付します。

※契約締結後、上記181枚を調達課へ提出してください。

※請求課、枚数は追加等される場合がありますので、迅速な対応をお願いします。

旧東区管内給油対象課・対象施設一覧

請求課及び使用場所	枚数	郵便番号	所在地	TEL
東行政センター地域振興担当	7	435-8686	中央区流通元町20-3	053-424-0116
天竜協働センター	1	435-0018	中央区葉新町99	053-421-0379
笠井協働センター	1	431-3107	中央区笠井町861	053-433-3224
積志協働センター	1	431-3114	中央区積志町1825	053-433-3715
長上協働センター	1	435-0051	中央区市野町2620-1	053-421-3595
蒲協働センター	1	435-0015	中央区子安町309-1	053-464-2190
中央健康づくりセンター(東)	2	435-8686	中央区流通元町20-3	053-424-0125
中央福祉事業所(東)長寿支援担当	2	435-8686	中央区流通元町20-3	053-424-0184
幼保運営課	1	430-0933	中央区鍛冶町100-1ザザシティ浜松中央館5階	053-457-2114
笠井保育園	①	431-3107	中央区笠井町1284	053-434-1636
保健環境研究所	2	435-8642	中央区上西町939-2	053-411-1311
食肉衛生検査所	2	435-0048	中央区上西町986	053-461-9696
廃棄物処理課	2	432-8023	中央区鴨江3-1-10鴨江分庁舎3階	053-453-6196
東部衛生工場	②	431-3101	中央区豊町6441	053-434-4331
北部収集窓口センター	2	431-3125	中央区半田山2-24-2	053-431-5385
食肉地方卸売市場(カードごとに請求書を作成)	2	435-0048	中央区上西町986	053-461-7555
警防課(一括請求)	7	430-0905	中央区下池川町19-1	053-475-7531
東消防署	②	435-0042	中央区篠ヶ瀬町1374	053-460-0119
上石田出張所	②	435-0001	中央区上石田町827	053-433-0119
有玉出張所	③	431-3122	中央区有玉南町1498-1	053-434-0519
計	34			

※枚数のうち、○のついた数字は内訳です。

※契約締結後、上記34枚を調達課へ提出してください。

※カードの番号と請求課を整理した一覧表を後日送付します。

※請求課、枚数は追加等される場合がありますので、迅速な対応をお願いします。

○ 契約単価の変更について

※基準日の数値から各月の価格変更基準日の数値が5%以上変動した場合、契約当事者どちらかの申し出により、協議して契約単価を決定することができる。

算定基準とする数値	資源エネルギー庁 静岡県の小売価格データ（税込価格） （毎週月曜日調査、水曜日発表）
基準日	契約日
基準日数値	契約日が水・木・金・土曜日の場合 → 同じ週の小売価格データ 契約日が日・月・火曜日の場合 → 1週前の小売価格データ
価格変更基準日	毎月20日
価格変更基準日数値	価格変更基準日が水・木・金・土曜日の場合 → 同じ週の小売価格データ 価格変更基準日が日・月・火曜日の場合 → 1週前の小売価格データ
変更契約開始日	価格変更基準日の翌月1日

※ 端数処理については、次のとおりとする（原則）。

- ・率（%） 小数点以下第2位切り捨て
- ・単価（税抜） 小数点以下第3位切り捨て
- ・単価（税込） 小数点以下第5位切り捨て

※ 契約単価の変更後、さらに5%以上の価格変更が生じた場合には同様の対応とする。
その場合の基準日は前回の価格変更基準日とする。

※ 契約変更の申し出は、価格変更基準日までとする。

※ 契約期間内に税率・税額に変更があった場合は、本体価格（税抜）で比較する。